

赤穂市民病院経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 播磨姫路圏域における赤穂市民病院（以下「市民病院」という。）のあり方を検討するため、赤穂市民病院経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 播磨姫路圏域における市民病院の診療機能、及び地域医療のあり方
- (2) 市民病院の運営形態に関すること
- (3) その他、播磨姫路圏域における市民病院のあり方に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員10人以内で構成する。

- (1) 有識者
- (2) 市内医療関係者
- (3) 医療行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する委員会の報告が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事を決する必要がある場合は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 3 前項において、委任状を提出した委員は会議に出席したものとみなし、議事を決する場合は委任状によって指名された者が代理してその可否を示すものとする。
- 4 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め又は他の方法により意見を聴取することができる。
- 5 会議は非公開とする。ただし、第2条に規定する委員会の報告後、速やかに議事録等を公表するものとする。

(秘密保持)

第7条 委員は、その職務に関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

(謝金)

第8条 委員（赤穂市職員である委員を除く。本条及び次条において同じ。）が委員会の職務に従事したときは、謝金を支給する。

2 前項の謝金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長 日額12,000円
- (2) 委員長以外の委員 日額10,500円

3 委員以外の者が、第6条第4項の規定に基づき会議に出席したときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、赤穂市職員の旅費に関する条例（昭和35年赤穂市条例第16号）の規定により算出した額とする。

3 第6条第4項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

(解散)

第10条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市民病院総務課経営企画担当において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市民病院事務局長が招集する。

赤穂市民病院経営検討委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

| | 区分 | 所属団体等 | 氏名 |
|----|---------|-----------------------------------|--------|
| 1 | 有識者 | 赤穂商工会議所 会頭 | 大木 善夫 |
| 2 | 県医療行政 | 兵庫県健康福祉部健康局医務課長 | 元佐 龍 |
| 3 | 市内医療関係者 | 医療法人伯鳳会 理事長 | 古城 資久 |
| 4 | 有識者 | 兵庫県済生会 常務理事兼事務局長 | 佐藤 二郎 |
| 5 | 市内医療関係者 | 赤穂市医師会 会長 | 中村 隆彦 |
| 6 | 有識者 | 神戸大学大学院医学研究科 内科学講座 循環器内科学分野 教授 | 平田 健一 |
| 7 | 赤穂市 | 赤穂市民病院 院長 | 藤井 隆 |
| 8 | 赤穂市 | 赤穂市副市長 | 藤本 大祐 |
| 9 | 有識者 | 兵庫県立尼崎総合医療センター 院長 | 平家 俊男 |
| 10 | 有識者 | 神戸新聞社執行役員姫路本社代表 | 村上 早百合 |

オブザーバー：兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課（市町行政）